

# 日向市東郷地域新交通体系導入基本方針策定業務委託 仕様書（案）

## 1 業務名称

日向市東郷地域新交通体系導入基本方針策定業務委託

## 2 業務の目的

日向市東郷地域の公共交通は、民間事業者による路線バスや市民バス「乗合バスとうごう」などで構成されており、自動車運転免許を持たない高齢者を中心に利用されている。

しかしながら、市民バス「乗合バスとうごう」は、利用日時が限られていることなどから、地域住民からは比較的自由に利用できる利便性の高い交通の導入が望まれており、令和4年3月に策定した日向市東郷地域振興計画においても、交通弱者対策を基本方針の一つとしている。

この交通課題の解消のため、地域住民の主な交通手段が自家用車であることに着目し、自家用車を活用した乗合交通（ライドシェア等）の研究を行っていたところである。

今回、地域の特性や住民ニーズを踏まえ、現状の課題を洗い出し、より効果的な移動手段のあり方について調査・分析を行い、乗合交通（ライドシェア等）を含めた新しい公共交通体系（以下「新交通」という。）の導入に関する基本方針を策定する。

これにより、地域住民の円滑な移動を図り、持続可能な地域を実現することを目的とする。

## 3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

## 4 業務概要

本業務の概要は以下のとおりとし、プロポーザルは以下に加えて事業目的を達成するため、より良い支援や手法を加えた提案を行うものとする。なお、業務内容については、必要と思われる事項を示したものであり、プロポーザルの実施において決定した優先交渉権者との協議内容等により、仕様の変更を行う場合がある。

### （1）住民アンケート調査

日向市東郷地域の住民の日常的な移動状況、公共交通の利用状況やサービスに対する満足度及び公共交通の維持・確保のあり方等を把握し、潜在需要とそのニーズを調査するため、住民アンケート調査を行う。

なお、対象地域の人口は約2,500人、世帯数は約1,100人である。

### （2）「乗合バスとうごう」利用者アンケート調査

既存の公共交通である「乗合バスとうごう」の利用者を対象に、属性（性別、年齢など）、利用特性（目的、頻度など）や運行サービスに対する満足度やニーズを把握するため、アンケート調査を行う。

(3) 事業者ヒアリング

「乗合バスとうごう」受託事業者、路線バス事業者、タクシーなど交通事業者などを対象に、公共交通の利用特性や運行上の問題点や課題などを把握するため、ヒアリングを行う。

(4) 地域座談会

(1) から (3) のアンケート調査やヒアリングの内容を踏まえたうえで、「東郷まちづくり協議会」などの地域団体と、関係者（住民、利用者、事業者）を集めた地域座談会を実施し、東郷地域の現状について、意見交換や情報共有を行うとともに、新交通の具体的な運営方法を検討するため地域座談会を実施する。

(5) 基本方針の策定

前項までの内容や「日向市地域公共交通計画」、「日向市東郷地域振興計画」などの既存計画を踏まえ、基本方針の策定を行う。

なお、基本方針の策定にあたり、日向市東郷地域での新交通の令和8年度以降の実証運行の実現へ向けて、具体的な施策や事業、運営、運行、収支計画などの内容の提案を行い、PDCA サイクルによる推進体制、スケジュールなどを指し示すものとする。ただし、基本方針の詳細については、市と受託者との協議の上、決定する。

また、実証運行等に必要な財源確保のため、本市が行う国や県などの各種補助事業の申請にあたり、助言、支援を行う。

(6) 日向市地域公共交通会議の運営支援

日向市地域公共交通会議の本業務に関する資料作成など必要な支援を行う。

なお、同会議にて基本方針の概要の説明を行う時期は、令和8年1月ごろを想定している。

(7) 打合せ協議

業務の遂行にあたり、市と随時打ち合わせを行い、業務進捗に係る相談・支援を行うこと。

(8) 業務に関する補足事項

作成する資料は、市民からも見やすく、読みやすく、わかりやすいものとなるよう心掛け、簡潔で明瞭な文章表現に努めるとともに、必要に応じてグラフや表などを作成し、レイアウト等にも配慮すること。

(9) その他の提案

本仕様書は、最低限必要と考えている事項を記載したものであり、受託者は本市の現状や「日向市地域公共交通計画」、「日向市東郷地域振興計画」等を勘案し、その専門的立場から他自治体の事例や今後の技術革新を見据え、本業務の費用の範囲内において効果的な提案がある場合は、積極的な提案を求める。

## 5 成果品

(1) 業務の成果品は以下のとおりとする。

- ① 日向市東郷地域新交通体系導入基本方針 10部
- ② 業務報告書（各種調査や業務に係る収集データ等のデータファイルを含む）2部
- ③ 上記資料の電子データ（CD-R等）2部

※印刷物として提出するものは、全てA4版とする。

※電子データは、日向市のPC環境でデータ加工可能な形式及びPDF形式で納入すること。

(2) 業務の成果品の納入先は、日向市建設部都市政策課とする。

## 6 スケジュール概要（案）

年 月	内 容
令和7年7月上旬	契約、打合せ
9月まで	住民・利用者アンケート、事業者ヒアリング等
10月	地域座談会の実施 導入基本方針素案の作成
令和8年1月	日向市地域公共交通会議への報告
3月	実績報告

## 7 見積書記載方法

見積書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。ただし、単価契約の場合を除く。）をもって契約金額とするので、見積者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

## 8 委託料の請求及び支払

委託料の請求及び支払いについては契約前に本市と受託者にて別途協議を行い決定する。

## 9 留意事項

(1) 本業務の実施にあたって、確認した業務以外の事項が発生した場合は、本市と十分な協議を行った上で実施すること。

(2) 本業務の実施にあたって、万が一事故等が生じた場合は、速やかに本市へ報告の上、受託者の責任において関係者へ誠実に対応すること。

- (3) 本業務の実施にあたって、本市の受託業務であることに留意し、関係法令を遵守するとともに、必要な届け出や情報提供を遅滞なく行うこと。
- (4) 本業務の実施に伴い、受託者が提供を受けたデータ及び資料等の内容については、本業務の目的のみに使用し、第三者に提供してはならない。
- (5) 個人情報の取扱いについて、漏洩対策には十分注意すること。受託者は個人情報の保護に関する法律を遵守し、業務において知り得た個人情報を第三者に一切漏洩しないよう対策を講じること。
- (6) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、本市と協議の上、業務を履行すること。

#### 10 問い合わせ先

本仕様書に不明な点がある場合には、令和7年5月22日（木）午後5時までに下記担当課まで問い合わせること。

日向市建設部都市政策課（担当：葉上、川越）

TEL：0982-52-2111（内線2305） FAX：0982-54-2639

メール：toshi@hyugacity.jp